

地域で安心して暮らすため、「計画」を立てます。

～「サービス等利用計画」作成について～

①

障害福祉サービスなどを利用したい場合、
市役所（障害福祉課）に相談・申請をします。

②

認定調査・審査会での区分認定

介護給付を希望する場合は、審査会での区分認定が必要です。

③

「サービス等利用計画案作成依頼書」が発行されます。

④

指定特定相談支援事業所と、
相談支援を受けるための契約をします。

教えて

サービス等利用計画案とは？

どんなサービスを利用して、どんな生活をしたいか、相談支援専門員とお話しします。相談支援専門員は、お話からニーズを確認し、目標に向けた計画を作成します。

教えて

誰が計画書を作成するの？

指定特定相談支援事業所が作成します。市内には11カ所あります。また、市外の事業所でも作成できます。

作成依頼

計画を作成するための費用はかかりません。

電話で「サービス等利用計画案の作成を依頼したい」とお伝えください。



指定特定計画相談事業所

(裏面の事業所一覧をご確認ください。)



⑤

支給決定・受給者証の発行

⑥

相談支援事業所、利用事業所と担当者会議

⑦

サービスの利用開始



申請から利用までに3カ月程度の期間を要します。計画作成中から、病院や事業所などの関係機関と連携、情報共有を行っていきます。

【問い合わせ】 障害福祉課 サービス・相談支援係 ☎098-840-8103

市内指定特定相談支援事業所

(2024年4月1日現在)



武富

あおば

☎992-3280

※障害「者」のみ

武富

あおぞら

☎090-6861-3388

下記の専門性の高い体制を整備しています。

- ・要医療児者支援体制加算
- ・精神障害者支援体制

阿波根

**こども未来
テラス**

☎852-3011

※障害児のみ

賀数

なんざん

☎992-2578

下記の専門性の高い体制を整備しています。

- ・行動障害支援体制加算
- ・精神障害者支援体制加算

阿波根

ソフィア

☎851-7367

※障害「者」のみ

座波

クレヨン

☎080-6499-0739

糸満

のんびり

☎840-3155

下記の専門性の高い体制を整備しています。

- ・行動障害支援体制
- ・要医療児者支援体制

照屋

**コドモノミライ
相談室**

☎996-3424



照屋

たまん

☎840-8468

下記の専門性の高い体制を整備しています。

- ・行動障害支援体制加算
- ・要医療児者支援体制加算
- ・精神障害者支援体制加算
- ・ピアサポート体制加算

大度

せいめい

☎997-4771

下記の専門性の高い体制を整備しています。

- ・行動障害支援体制加算
- ・精神障害者支援体制加算

摩文仁

みなみの里

☎997-3900

下記の専門性の高い体制を整備しています。

- ・行動障害支援体制
- ・精神障害者支援体制

相談支援専門員です。
よろしくお願ひします!



相談支援事業所は、利用者本人が選択することができます。
計画案作成のため、直接お会いさせていただきます。

教えて

相談支援専門員とは？

障害者などの相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行います。

年に数回、相談支援専門員がサービスの利用状況などについて確認するモニタリングがあります。悩みごとや分からないことなどがあれば、相談支援専門員にご相談ください。

【問い合わせ】 障害福祉課 サービス・相談支援係 ☎098-840-8103